

# I 教職課程

## 1. はじめに

静岡産業大学では、平成13年度より、文部科学大臣の認定を受け、教職課程を設置しています。教職課程とは、教育職員（教員）を志望する学生が、教員免許状取得のために必要な授業科目を履修する課程のことを言います。現在の日本において学校で教員として働くためには、教員免許状は必須のもので、その種類は、学校別・教科別に細かく分けられています。本学の教職課程では、経営学部において、高等学校教諭の「公民」「商業」「保健体育」及び中学校教諭の「保健体育」、情報学部において、高等学校教諭の「情報」一種免許状を取得するために必要な科目を開設しています。これらの免許状については、原則として、皆さんの所属する学部・学科をこえて、希望の学校・教科の免許状を取得するための科目履修が可能となっています。努力すれば複数の免許状の取得も可能です。

大学で学んだ専門的な知識・技術や豊かな教養を卒業後どのように活かしていくかは、皆さんにとって重要な関心事でしょう。その一つの選択肢として「教員を志す」ことも考えてみてはどうでしょうか。高等学校や中学校の教員として必要な教科指導を行うための専門知識は、学部での専門的な勉強や研究によって修得することができます。この勉強に加え、教職課程において、人間の発達や教育の歴史などの学習から教育に対する考え方を培い、また生徒への接し方や授業設計の方法などの学習から教員としての心構えを身につけていけば、教員になることも可能です。確かに、教職課程の履修には多くの努力が必要ですし、実際に教員となってからも様々な試練が待ち受けています。しかしながら、常に人と接し、生徒の成長を願って自分の持つ力を惜みなく発揮する「教える」という仕事は、生涯を通じてもやりがいのあるものとなるでしょう。

実際に、教職課程を履修して卒業した先輩の中には、難関の静岡県教員採用選考試験を突破し、公立高校の教員として活躍している人もいます。また、他にも、私立高校教員、公私立中学校・高等学校の常勤講師あるいは非常勤講師として勤務している人もいます。本学では、これからも、時代のニーズに応じて社会で活躍できる教員の養成を目指して、皆さんとともに教職課程の歴史を作っていきたいと考えています。意欲ある学生の履修を期待します。

## 2. 取得できる教員免許状の種類

本学の教職課程の履修により取得可能となる教員免許状の種類は表1の通りです。原則として、他学部、他学科であっても教育職員免許法及び同法施行規則に定める科目の単位を修得することにより、当該教科の免許を取得することができます。ただし、他学部の教員免許状取得は、所属学部での教職課程履修が条件となります。

他学部で認められている免許状取得を希望する場合には、所属学部の教務・学生スタッフの教職課程担当者まで申し出て、説明を受けてください。

表1 本学で取得できる教員免許状の種類

学部	学科・専攻	免許状の種類	免許教科
経営学部	経営学科	高一種免	公民 商業
	スポーツ経営学科	中一種免 高一種免	保健体育
情報学部	情報デザイン学科	高一種免	情報

※高一種免とは高等学校教諭一種免許状を、中一種免とは中学校教諭一種免許状をいいます。

### 3. 免許状取得に必要な要件

高等学校教諭一種免許状・中学校教諭一種免許状を取得するには、下記の要件を満たす必要があります。

(1) 学士の学位を有すること

学士の学位は、本学で定める卒業要件を満たし卒業した者に授与されます。詳しい卒業要件については、各学部の授業科目一覧表で確認してください。

(2) 教育職員免許法及び同法施行規則にもとづいて設置された以下の科目を、定められた単位以上修得すること

表2 法令で定める最低修得単位数

教科の種類	教職課程の科目および最低修得単位数	最低修得単位数	
		高一種免	中一種免
	「教科に関する科目」	20	20
	「教職に関する科目」	23	31
	「教科または教職に関する科目」	16	8
「教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目」 (以下「66条科目」と略称します。)	日本国憲法	2	2
	体育	2	2
	外国語コミュニケーション	2	2
	情報機器の操作	2	2

表2に対応して本学で実際に修得しなければならない最低修得単位数は以下のとおりです。

表3 本学での免許種別の最低修得単位数

科目の種類	本学における最低修得単位数		
	高一種免 (公民・商業 ・情報)	高一種免 (保健体育)	中一種免 (保健体育)
(1) 教科に関する科目	20	28	28
(2) 教職に関する科目	29	33	37
(3) 教科または教職に関する科目	10		
(4) 66条科目	8	8	8

「教職に関する科目」は、卒業要件単位に含まれません。

(3) 介護等体験実習を行うこと (中学校教諭一種免許状取得希望者)

社会福祉施設で5日間および、特別支援学校で2日間の介護体験実習を行わなければなりません。

(P31参照)

本学で開設される授業は次の表4に示すような構成となります。

## 4 教職課程の具体的な履修方法

### (1) 教職課程の登録

教職課程の履修を希望する学生は、教職課程履修登録と教職課程履修料及び教育実習登録料の支払いをする必要があります。

#### ① 教職課程履修登録

教職課程ガイダンス終了後、各学部で定める期日までに「教職課程履修届」に必要事項を記入し、学務グループに提出するとともに履修登録も行ってください。この登録（仮登録という）によって、教職に関する科目の履修が可能になります。履修登録を行った学生には「教職課程履修料」の振込用紙を郵送します。「教職課程履修届」を提出し、「教職課程履修料」の支払いが完了すると教職課程の本登録となります。教職課程登録は、原則として1年次または2年次の4月にのみできます。

#### ② 教職課程履修料

登録時に1免許状につき2万円（第1回支払い）、2年次から3年次に進級する時には取得希望免許状の数にかかわらず2万円（第2回支払い）が必要になります。

##### 第1回支払い 教職課程履修料（1免許状につき2万円）

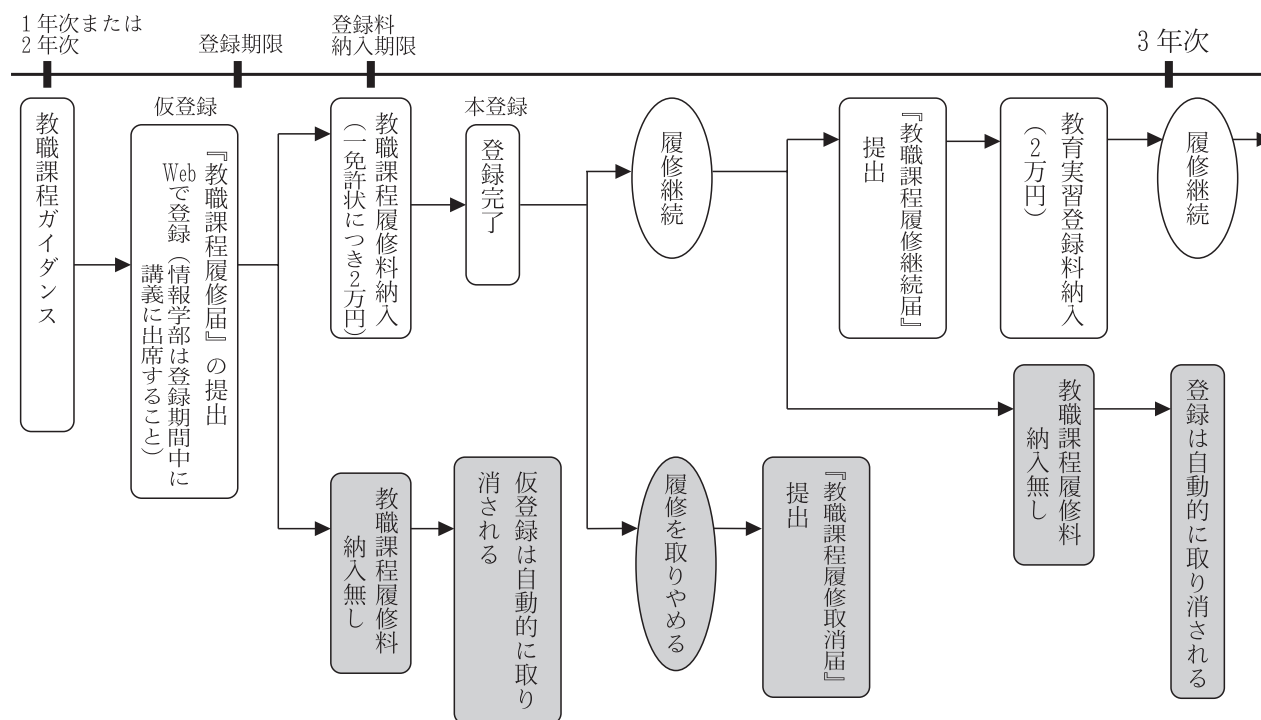
仮登録後、後日郵送する振込用紙で各学部の指定する期日までに納入してください。第1回 教職課程履修料（1免許状につき2万円）の納入が確認された時点で、登録は完了（本登録）となります。

##### 第2回支払い 教育実習登録料（2万円）

3年次以降教職課程の履修を継続していくために支払う必要があります。3年次に郵送される指定の振込用紙で各学部指定の期日までに納入してください。納入が確認された時点で継続完了となります。納入が確認されない場合は、教職課程の継続はできません。

教職課程履修料及び教育実習登録料はいったん納入した後は返還できません。

図1



※各学部により、手続きの期日が異なる場合がありますので、ガイダンスには必ず出席し確認をしてください。

## (2) 教職課程科目の履修方法

教職課程科目の履修手続きは、他の授業科目と同じ期間に行ってください。「教職に関する科目」は、教職課程履修登録をしなければ履修登録できません。なお、●ページからの表6には、取得を希望する免許別に学年別の教職課程のすべての授業科目を示してありますので履修の参考にしてください。

## (3) 履修上の注意

教職課程授業科目は、すべて履修年次がしっかり決められていて、しかも必修（教職課程）となっている科目が数多くあります。自分なりの履修プランを立てて、取り忘れないよう確実に履修しましょう。

なお、以下の点には十分気をつけてください。

### ① 「教科に関する科目」及び「66条科目」について

- ・卒業要件単位に含まれます。
- ・年間履修登録単位数の制限を超えて履修登録をすることはできません。

### ② 「教職に関する科目」について

- ・卒業要件単位の124単位には含まれませんので十分注意してください。
- ・学年別履修制限単位数の対象外となります。

※ 取得する免許教科に関する専門的な能力を身につけるために、下記の授業を履修したり資格試験を受験したりしてください。

商業……………日本商工会議所簿記検定2級

保健体育…スポーツⅦ～Ⅷ（3年次までに履修済みであること）

情報……………ITパスポート試験（2年次までに取得）

基本情報技術者試験（3年次までに受験・取得）

## 5 教育実習について

「教育実習」は教員免許状を取得するための必修科目であり、教員としての資質を養うために欠くことのできない最も重要な「教職に関する科目」です。

### (1) 教育実習とは

教育実習とは実際の教育現場に実習生として配属され、教育活動に参加し教壇に立って授業をすることです。これによって、教育活動全般についての理解を深め、教員として必要な知識や技能や態度を身に付けます。

### (2) 教育実習の履修資格

- (ア) 2年次までの教職課程必修科目を全て修得済みであること。
- (イ) 教科教育法および教職に関する専門科目を修得または一部履修中であること。
- (ウ) 事前指導を受講済みであること。
- (エ) 「教育実習」受講年度において卒業見込みおよび教員免許状取得見込みであること。
- (オ) 教科に関する科目の2/3以上が履修済であること。
- (カ) 事前の健康診断で異常が認められないこと。
- (キ) 麻疹の予防接種がしてあること。

### (3) 事前事後指導

「事前事後指導」のうち「事前指導」に相当する部分を3・4年次に、「事後指導」に相当する部分を4年次に行います。教育実習の単位認定には、事前指導と事後指導の両方が履修済みであることが条件です。

### (4) 実習校での本実習について

#### (ア) 教育実習期間

高等学校教諭一種免許状取得希望者	4年次 2週間
中学校教諭一種免許状取得希望者	4年次 4週間

#### (イ) 実習時期

主として5月～9月の間に実施されます。教育実習に参加するために、通常の大学の授業に出席できない場合には、実習開始前に「教育実習等による欠席届」を提出してください。

#### (ウ) 実習内容

教育実習における授業実習は、取得する免許教科で行います。なお、特別活動（中学校では道徳）等の授業に関する実習も含まれます。

#### (エ) 実習校との打ち合わせ

2年次後期に行われる教育実習内諾説明会後、各自が実習予定校（通常は出身高等学校または出身中学校）と連絡をとり、各校の実習受け入れの可否とその実施時期を問い合わせてください。

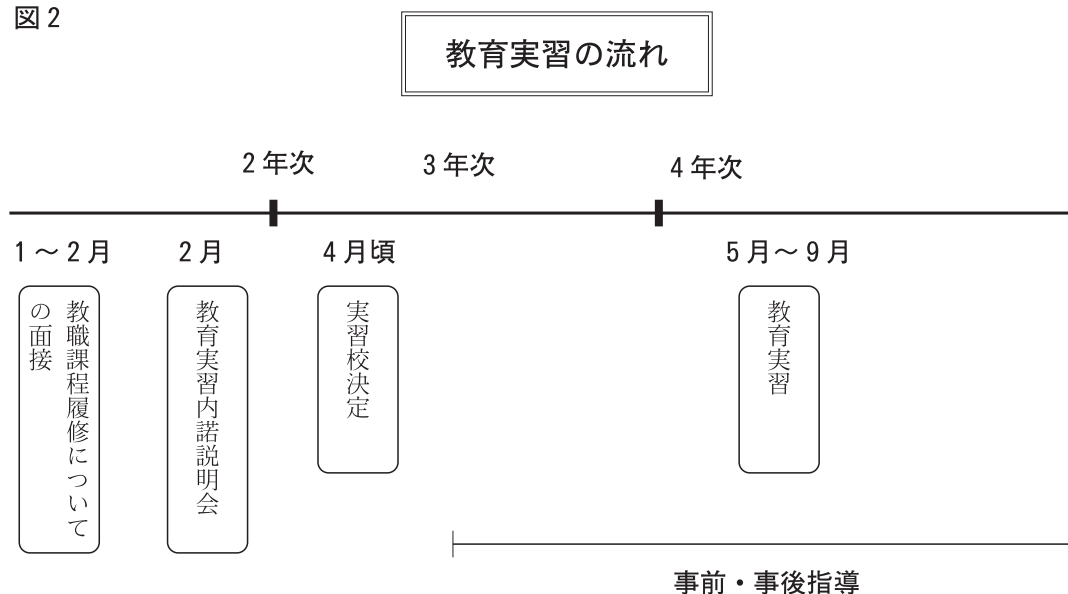
## (5) その他

3年次に行う「事前指導」の開始時に、本学の「教育実習要項」及び「教育実習ノート」を配布し、それにもとづいて具体的な指導を行います。

実習実施年度に教員採用選考試験（都道府県単位で実施され、静岡県の場合は、例年7月～8月頃に行われます。）を受験することができます。なお、教育実習に当たっては教員採用選考試験の受験が必須となっている学校もありますので注意してください。

教育実習の手続きには、対外的なことが多く含まれているので、ガイダンスには必ず出席すると共に、大学からの通知や掲示に細心の注意を払うようにしてください。「知らなかった。」「気がつかなかった。」という理由での欠席は認められません。

図2



教育実習の手続きには、対外的なことが多く含まれているので、ガイダンスには必ず出席すると共に、大学からの通知や掲示に細心の注意を払うようにしてください。「知らなかった。」「気がつかなかった。」という理由での欠席は認められません。

## 6 介護等体験実習について

平成9年6月18日に、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」、いわゆる「介護等体験特例法」が公布されました。この法律に沿って介護等体験制度が整備され、現在、小学校・中学校の教員の普通免許状を取得しようとする場合には、原則として7日間の介護等体験（社会福祉施設5日間、特別支援学校2日間）が必要になります。

したがって、本学では中学校教諭一種普通免許状（保健体育）の取得を希望する者は、3年次にこの介護等体験を行うこととなります。2年次の終わりから、介護等体験説明会、介護等体験事前指導などを開き、具体的な指導、体験準備をした上で、実際の介護等体験に臨みます。

なお、介護等体験実習を行うには実習費として約1万円を大学を通して静岡県社会福祉協議会に納入します。

## 7 教職課程科目等履修生

以下に該当する者は、「科目等履修生」として免許状取得に必要な科目を履修することにより、教員免許状を取得できます。

- (1) 大学在学中には教職課程を履修していなかった者が、卒業後新たに教員免許状を取得しようとする場合。
- (2) 大学在学中、教職課程を履修していたが、途中で辞退した、あるいは免許状取得に必要な単位を修得できないで卒業した者が、再度取得しようとする場合。

出願期間は、前期2月下旬から3月上旬頃、後期8月下旬から9月上旬です。希望する場合は、まず学務窓口まで問い合わせてください。

## 8 教員免許状の申請と授与について

教員免許状は、教育職員免許法で定める基礎資格（学士の学位を有すること）を有し、かつ、教育職員免許法及び同法施行規則で定める所定の単位を修得した者（ただし、教育職員免許法第5条に定める欠格条項に触れる者を除く）に授与されます。教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与することと定められていますので（教育職員免許法第5条第6項）、本学教職課程で履修した者については、全ての条件を満たしていることを確認した後、本学から授与権者である静岡県教育委員会に一括して申請します（一括事前申請（審査）という）。したがって、4年次に行われる教員免許状一括申請説明会において配布される教員免許状申請書類に必要事項を記入し、指定された期日までに申請手数料等を添えて各学部の学務グループに提出してください。なお、教員免許状の交付は、教員免許状取得の基礎資格として学士の学位を有することが条件となっていますので、学位記授与式（卒業式）当日又はそれ以後になります。

さまざまな事情で一括申請に間に合わなかった者などは、卒業後に個人的に教育委員会に直接申請することもできます（個人申請という）ので、その場合には、各学部の学務グループに相談して下さい。なお、教員免許状は日本国内のいずれの都道府県においても有効です。

## 9 教員になるには

国公立、私立を問わず、学校の教員になるためには教員免許状を所有していなければなりません。加えて、多くの場合、学校の教員になるためには、免許状の所有者を対象に行われる教員採用選考試験に合格することが必要になります。

公立高等学校教員採用のための教員採用選考試験は、各都道府県と政令指定都市で行われます。また、私立学校は、選考試験あるいは適性検査等を各都道府県の私立学校協会等で行っているのが一般的です。教員を志望する者は、時期を失することなく、必要な募集要項あるいは試験要項等を当該の教育委員会あるいは私立学校協会等から入手し、十分に準備して下さい。なお、教員採用選考試験に関するガイダンスを、教職課程委員会が中心になって適宜行いますので、出席し指導を受けるようにして下さい。教員採用選考試験に合格すれば、正規の教員として教壇に立てますが、残念ながら失敗した者にも常勤講師や非常勤講師の道が開けています。講師を数年経験した後、試験に合格する割合が高いのが現実です。あきらめずにがんばることです。